

電気通信市場検証会議（第36回） 議事録

- 1 日時：令和5年4月24日（月）12:00～13:40
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員（五十音順）
浅川構成員、池田構成員、大橋座長、高口構成員、佐藤先生、
中尾構成員、西村構成員、林座長代理、森構成員
 - ・ 総務省
竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、
飯村事業政策課長、片桐料金サービス課長、
寺本料金サービス課企画官、植松事業政策課市場評価企画官、
土井事業政策課課長補佐
- 4 議事

【大橋座長】 皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ、また、お昼の時間にかかってしまって申し訳ございません。お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまから電気通信市場検証会議の第36回会合を開催いたします。本日は、田平構成員が御欠席ということでございます。

本日の議事はかようのとおりで、ウェブ会議の形式ということで、議事は音声のみの形ですけれども、公開にて開催ということでございます。

それでは、配付資料の確認について、事務局よりお願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。配付資料の確認をさせていただきます。配付資料、計6点ございまして、資料36-1、「令和4年度市場検証（中間報告）【市場動向の分析パート】」、資料36-2、「令和4年度市場検証（中間報告）【業務の適正性確認パート】」、資料36-3、「今後の市場検証に向けた論点について」。参考資料が計3点ついてございます。このうち、資料36-2につきましては構成員限りの情報が含まれる資料となっておりますので、御留意くださいませ。

以上になります。

【大橋座長】 本日、議事が2つございまして、早速ですけれども、議事の1つ目、令和4年度市場検証の中間報告ということで、まず事務局から御説明をいただいた後、皆さんと討議できればと思います。よろしくお願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。そうしましたら、資料36-1、資料36-2に基づきまして御説明させていただきます。

まず、資料36-1をお開きください。1ページ目をお開きいただきますと、市場動向の分析というところで、①「移動系通信市場を巡る市場環境の変化の影響」、こちらは年次計画上、重点検証項目となっております。②として、「ローカル5G事業における実態の把握」、こちら重点検証項目となっております。③「移動系通信市場」、④「固定系通信市場」というところで、こちらでシェア等をまとめてございます。⑤というところで、「法人向けサービスの実態把握」というところがございます。

5ページ目をお開きください。こちら、移動系通信市場をめぐる市場環境の変化の状況の概要というところで、1ポツ目、令和3年2月以降、携帯電話事業者各社が従来に比べて低廉な新しい料金プランの提供を開始したこと、令和4年度には楽天モバイルが料金プランの変更を行ったことのほか、MNOにおける通信事故が断続的に発生したことで利用者の認識に変化が起き、移動系通信市場をめぐる市場環境に一定の変化が生じている可能性があるとしてございます。

2点目としましては、楽天モバイルはMNOとして参入して以降、携帯電話向け通信サービスのシェアを緩やかに伸ばしていたものの、令和4年度における料金プランの変更の時期を境に、シェアの伸びが微減しているというところがございます。NTTドコモ、KDDIにつきましてはシェアを緩やかに減少させている一方、ソフトバンク、MVNOはシェアを伸ばしているところがございます。また、利用者の動向を分析しますと、利用期間2年未満の利用者が3割程度であるというところがございます。同一事業者又はグループ内事業者が提供する低廉なプランへの変更をする利用者が多いというところがございます。

続きまして、サブ回線の利用者のうち3割以上は利用期間が1年未満の利用者であり、通信事故が発生した時期以降にサブ回線の利用を始めた利用者が一定数いることがうかがえます。また、複数回線を使用する理由を分析しますと、「通信事故に備えるため」とした利用者が、利用期間1年未満の利用者では15%と若干上昇の傾向にあるところがございます。

次のポツにつきましては5Gについてでございます。5Gの契約数は伸び続けており、利用者の5Gサービスへの切替えの意向について分析しますと、「既に5Gサービスを利用開始した」と回答した者は昨年度より大幅に増加し、31.8%となっております。法人ユーザ企業等の5G導入時期を分析しますと、令和4年度からの導入が46.3%となっており、利用者・法人ユーザ企業等の双方で活用が進んでいるところがうかがえます。

続きまして、近年、提供数が増えていると考えられるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の利用者は大都市圏に居住している割合が多く、戸建て（持家）、又は集合住宅（賃

貸)の利用者が全体の8割程度を占め、高い傾向にあるというところがございます。また、そうしたサービスを利用した理由として、「工事が不要だった」と選択した利用者が35.0%と最も多かったところがございます。

続きまして、移動系通信を固定系通信の代替と捉えている利用者ですけれども、大都市圏に居住している割合が高く、また利用用途としては、「インターネット検索」、「メール・メッセージ」の割合が高く、「仕事・業務」、「オンライン会議」の割合が低かったというところがございます。

円安・物価高騰の影響につきましては、下線部でございますけれども、利用者の実際の契約切替えにまで大きく影響しているものではないが、利用者の料金への意識を高めることにつながっていることがうかがえるところがございます。

資料30ページをお開きください。こちら、ローカル5G事業における実態の把握の概要でございます。1ポツ目として、ローカル5Gの用途は、IoT機器接続の割合が7割と多く、インターネット利用が続いているという状況でございます。業種別には、製造業における利用が全体の3分の1であり、突出してございます。

2ポツ目として、ローカル5G事業の活動領域は多岐にわたっておりますが、大半が実証段階の案件であり、商用段階に進んでいるものは少なく、ローカル5G事業は黎明期にあると言えると記載してございます。

3ポツ目として、ローカル5Gのメリットとして、サービス供給者側からは、「工場内のIoTセンサーの利用において、アップロード・ダウンロード比率をカスタマイズ可能な点」ですとか「帯域確保を必須とする通信に対応可能な点」「スライシング等5G技術の特性を柔軟に活用したユースケース創出・応用が可能な点」「地域BWAやMNOのFWA事業と比較した場合の通信速度の速さ」が認識されてございます。一方、サービスの需要者側の法人ユーザ企業等は、「高速大容量の通信」「低遅延」「セキュリティ性の高さ」を挙げる割合が高かったところがございます。

続きまして、事業化への課題としまして、サービス供給者側からは、「コストの高さ」「ローカル5G対応端末の少なさ及び価格の高さ」「技術面への対応可能な人材の確保」「顧客に対してコストを上回る価値提供方法の模索」が課題として挙げられました。これらの課題はサービス事業者側の認識ともおおむね一致してございまして、「利用費用が高い」「初期導入費用が高い」「利用できる端末が限られている」をローカル5Gのデメリットとして挙げる割合が高かったところがございます。以上を踏まえまして、「事業化に当たっては、上記の

メリットをどのように活かし、上記課題を克服した上で、法人ユーザ企業等のニーズをいかに満たすか、という視点が重要であると思われる」と記載してございます。

続きまして、連携状況についてですけれども、NTT東西はNTTドコモ・コムを含め、特定の通信事業者と排他的連携は行っていないことが確認されたところでございます。また、ケーブルテレビ事業者と全国BWA事業者、地域BWA事業者との連携、ベンダーとMNOの連携、地域BWA事業者と全国BWA事業者との連携が図られているところでございます。

最後に、公正競争上の懸念を各事業者を確認したところ、NTT東西からは、限定的・補完的にローミング接続を行うことに対し、柔軟に対応してほしいという要望があった一方、他事業者からは、NTT東西によるローカル5G事業の提供により、公正競争の観点から懸念があり、引き続き検証を続けてほしい旨、意見がございました。

続きまして、38ページをお開きください。こちら、移動系通信市場の概要というところでございます。1ポツ目、2022年度12月末時点における移動系通信の契約数は2億774万となっております。携帯電話向け通信サービスの契約数は、1億6,261万となっております。ともに、引き続き増加傾向にあるところでございます。

2ポツ目につきましては、先ほど①のパートで御説明した内容と重複してございますので割愛させていただきます。

3ポツ目につきましては、2022年12月末時点の各社のシェアを記載してございます。

4ポツ目では、MNPの利用数が増加している要因を分析するため、利用期間3年未満のMNP転用利用者に限定した利用期間別の理由を確認したところ、利用者が事業者を選択する理由として、メイン・サブともに「月額料金が安い」「都合の良い料金体系がある」「料金プランがわかりやすい」の3つが上位であり、月額料金に関する事項を選択理由とする割合が高かったところでございます。

最後のポツにつきましては、音声通話アプリケーション及びメッセージアプリについて、携帯電話サービスにおける通話及びメールの使い分けについて確認したところ、「使い分けられている」と回答した利用者が圧倒的に多かったところでございます。このことから、「携帯電話サービスにおける通話及びメールとの代替性はあるものの、現時点においては、その代替性の程度は大きくないといえる」と記載してございます。

続きまして、54ページをお開きください。こちら、固定系通信市場の概要でございます。1ポツ目、2022年12月末時点における固定系ブロードバンド市場の契約数は4,458万件とな

ってございまして、このうち、F T T H契約数は3,779万件となっております。固定系ブロードバンド契約数全体に占める割合は84.8%となっております。

2 ポツ目として、F T T H市場（設備設置事業者別）の事業者別シェアでございますけれども、N T T東西が62.3%、K D D Iが11%、オプテージが4.3%となっております。

続きまして、F T T H市場（サービス提供主体別）の事業者別シェアですけれども、N T Tドコモが19.8%、N T T東西が18.0%、ソフトバンクが11.9%、K D D Iグループが9.7%となっております。

下から3番目のポツですけれども、F T T Hサービスとセットで提供しているサービスについて、M N O系光コラボ利用者においては、約4割の者がF T T Hサービスと「セットで携帯電話サービスの提供を受けている」としており、現在利用中の携帯電話サービスの利用開始と同時か、それ以降にF T T Hサービスの利用を開始したという者が6割を超えているところでございます。このことから、携帯電話サービスの選択を軸としてF T T Hサービスを選択している者が一定程度存在していることがうかがえるとしてございます。

続きまして、70ページをお開きください。法人向けサービスの実態把握の概要というところでございます。法人向けサービスについては、ネットワーク・ソリューションを含め、多種多様なサービスが提供されているといったところで、5 Gについては、製造業、サービス業、卸売業、小売業での利用が多く、I o Tについては、製造業、卸売業、小売業、運輸業、郵便業での利用が多いところでございます。法人向けサービスの提供形態については、電気通信事業者がS I e r等の再販事業者にネットワーク回線を提供し、当該再販事業者が法人ユーザ企業等にサービスを提供する再販型、及び電気通信事業者自身が法人ユーザ企業等に対しサービスを提供する直販型が存在するというところでまとめてございます。

続きまして、アンケートの分析ですけれども、用途及び調達方法（回線単体又はソリューションとセット）に着目しまして、法人向けサービスの事業者間競争を分析いたしました。結果について御説明させていただきます。

まず1つ目として、拠点間通信の用途では、回線単独での導入とソリューションとセットで導入する割合が近接している一方で、インターネット利用、I o T機器接続、音声通話利用の用途では、回線単独での導入を行う需要者の割合が多いといったところでございます。

続きまして、競争事業者の範囲としましては、用途等に関わらず、国内電気通信事業者（M N O・M V N O）、国内S I e r、P a a S / I a a S事業者及びデータセンター事業者がその範囲として考えられると記載してございます。また、国内の電気通信事業者（M N O・

MVNO) だけでなく、他のレイヤーの事業者が競争事業者の範囲に含まれていることから、レイヤーをまたいだ競争が行われている可能性があるとしてございます。競争事業者として主要なのは、国内の電気通信事業者 (MNO・MVNO) と国内の S I e r であると記載してございます。

続きまして、需要者からの調達先候補としての認識を確認いたしますと、用途等に関わらず、国内の電気通信事業者 (MNO・MVNO) が国内 S I e r よりも需要者から調達先候補として強く認識されているところが分かりました。国内 S I e r よりも国内の電気通信事業者 (MNO・MVNO) の方が、調達先候補の中でより優先される傾向にあると記載してございます。

続きまして、調達先決定の際に重視する点の分析ですけれども、いずれの用途等においても、「通信サービスの品質」や「サービスの価格」が上位に入っているところが分かりました。一方、「調達先事業者の総合的な事業能力」ですとか「知名度・ブランド力」、「海外事業との連携状況」、「海外事業での顧客サポート力」などは上位5位に含まれておらず、重視する比率としては低いところが分かりました。

最後、地理的範囲としては、現時点では国内市場を想定することが適切であるものの、P a a S / I a a S 事業者 (A m a z o n、M i c r o s o f t、G o o g l e) などの動向については注視する必要があると記載してございます。

法人向けサービスの市場画定についてですけれども、以下の3点を記載してございます。1点目として、用途ごとに需要者が選択する回線の範囲が異なり、用途によっては移動系・固定系通信の双方が候補になっており、法人ユーザ企業等のニーズに応じて市場横断的なサービスが提供されており、需要者の用途等ごとに一定の市場を構築しているのではないかと記載してございます。

2点目として、必ずしも調達方法により市場が細分化されているとまでは言えないと記載してございます。

最後のポツですけれども、「国内の電気通信事業者 (MNO・MVNO) 及び国内 S I e r が主要な競争事業者であり、地理的範囲は全国と考えることが適当」と記載してございます。ただし、P a a S / I a a S 事業者 (A m a z o n、M i c r o s o f t、G o o g l e) などの動向には注視が必要といった形でまとめてございます。

資料36-2をお開きください。こちら、電気通信事業者の業務の適正性等の確認の部分でございます。

1 ページ目をお開きいただきますと、全体像を示しております、②客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証は重点検証項目になってございます。③④は、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等（固定系、移動系）の確認でございます。⑤は、NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認、であり、⑥は、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者として指定対象になりうるものの、当該指定を受けてない電気通信事業者、以下、未指定事業者と言いますけれども、に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等の把握・検証でございます。

3 ページ目をお開きいただきまして、中間報告というところで、検証結果の暫定版を、それぞれ示してございます。下の表を見ていただきまして、まず、客観的・定量的なデータに基づく検証の部分につきましては、一部確認中の項目がまだございますけれども、そちらを除いて、不当に優先的な取扱いに該当する事実は認められなかったというところで、「引き続き、状況を注視したい」としてございます。

2 列目の禁止行為規制に関する遵守状況等の確認（固定系）の部分につきましては、令和4年度においては、令和3年度検証において検証した内容から、新たに講じられた部分を中心に確認しておりますけれども、そちらを確認するとともに、NTT東西の契約の相手方及び競争事業者に対するアンケート調査を行いました。特定の者に対する不当な優遇等に該当する事実は認められなかったというところで、引き続き状況を注視したいと考えてございます。

続きまして、禁止行為規制に関する遵守状況の確認（移動系）の部分ですけれども、NTTドコモグループ再編後の措置等、新たな措置を中心に確認するとともに、競争事業者に対するアンケート調査を行いました。具体的な事例の指摘はなく、特定の者に対する不当な優遇等に該当する事実は認められなかったというところで、引き続き、状況を注視したいと考えてございます。

最後に、未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い部分につきましては、現時点で未指定事業者に対し、禁止行為規制に係る制度の見直しを要する具体的な課題は見受けられないというところで、引き続き、アンケートによる情報収集を続けるなどにより注視したいと考えてございます。

以下、資料が大部にわたっておりますので、昨年度検証からの差分に当たる部分を中心に御説明したいと思います。

6 ページをお開きください。こちら、客観的・定量的データに基づく検証の部分でございますけれども、こちらのうちAからDにつきましては昨年度も検証を行ってございまして、本年度につきましては、新たに提出されたデータに基づいて、同様の観点から検証を行ったものでございます。Eに関しては、今年度の検証から行っているもの、Fについては、将来的なネットワークの統合等に伴う課題について、客観的・定量的データに基づく検証の根拠になっております「要請」の中で、将来的ネットワークについても項目がございまして、そちらの遵守状況を今年度は確認したところでございます。

そうしましたら、7 ページ目をお開きいただきまして、こちらは局舎スペースの利用に関する検証でございますけれども、昨年度からの差分といたしましては、(1)「利用申込・対応結果」の次のポツでございますけれども、昨年度は義務コロケーションと一般コロケーションを比較した上で、NTTグループ内外の差別的な取扱いの有無といった、同等性の検証をしておりますけれども、昨年度のパブコメの結果を踏まえまして、本年度につきましては、義務コロケーション同士の比較、義務コロケーションと一般コロケーションの比較、一般コロケーション同士の比較といった形で、昨年度検証よりも観点を2つ追加しまして検証を行っております。

続きまして、10ページをお開きください。リードタイム検証の部分につきましては、現在、一部、個別の事情を確認しているところもございまして、現時点で確認した事項、評価等を記載してございます。

27ページをお開きください。27ページ以降に、禁止行為規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況等の確認内容を記載しており、太字部分が昨年度検証からの差分でございます。

28ページ目を開いていただきますと、上から3番目のポツになりますけれども、今年はアンケートの中で、一部競争事業者から、記載のとおり的事例が存在し、不当な差別的取扱いに該当する疑いがあるのではないかという指摘がございましたので、NTT東西に事実関係を確認いたしました。そちらの結果が上から4ポツ目になります。いずれも、自社の小売部門と他事業者との間で同等な取扱いをしているというところで、結論としましては、「不当な差別的取扱い等に該当する事実は認められなかった」としてございます。

33ページ以降が、禁止行為規制（移動系）の部分でございまして、こちら太字の部分が昨年度からの差分となっております。

36ページからは、NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認というところ

ろでございますけれども、こちらも昨年度からの差分に当たるようなところを確認いたしまして、38ページをお開きいただきますと、「共同資材調達への扱い」というところで、令和3年度における共同資材調達の状況を、共同調達ガイドラインに照らして検証してございます。1ポツ目の部分では、共同調達の案件数ですとか総調達額に対する共同調達額の比率といったところを示してございます。こちら、右から2番目の「共同調達に係る額の比率」というところが、共同調達ガイドライン上は「50%」という数値を示しておりますけれども、令和3年度に関してはこういった結果になっていたところでございます。

2ポツ目、令和3年度における旧NTTの各社の共同調達案件は、いずれもオフィススイートであったといったところで、こちら、「資材の区分」はソフトウェアとなってございますので、共同調達ガイドライン上は、「情報・通信機器において用いられるプログラム」として共同調達されているところでございます。

その下は、電気通信事業法の趣旨を引き続き確保するために講じた措置を確認してございます。

39ページの1ポツ目において、結果として令和3年度における共同調達に関して、共同調達ガイドラインに照らして、「具体的な問題が生じているとは認められない」と記載してございます。

その下の部分では、共同調達受付窓口で、他事業者に対してNTTグループ会社と同等の条件で共同調達に参加する機会を設けるため、NTT持株がホームページで問合せフォームを開設しているというところですが、これまで他事業者からの事前相談や問合せが1件もされてないというところで、事業者アンケートで参加しなかった理由等を確認いたしましたので、それを踏まえて、NTTグループにおける取組等、確認した結果がこちらになっているところでございます。

最後、41ページ以降が未指定事業者の部分でございまして、本年度に関しましては、上の枠内の1ポツ目の矢印に記載の3つの観点から未指定事業者の実態把握・検証を行っております。

2ポツ目、接続等関連情報の取扱いについては、MVNOガイドラインにおいて、MNO等に求められる具体的な措置の状況をヒアリング等で確認したといったところでございます。そちらの結果が下の枠内でございます。左の列が、MVNOガイドラインに求められる具体的な措置で、それぞれに対応する措置を、各社ごとに記載してございます。

42ページ目をお開きください。こちらについても、電気通信業務についてグループ内事業

者の取扱いの概要ですとか、電気通信業務についての取引に係るグループ内事業者の取扱いに関する考え方、各社ごとに確認してございます。また、アンケート等で指摘があった事項というところで、KDDIに対して、1点、グループ内事業者への優先的な取扱いに該当する疑いがあるのではないかとといった指摘がございましたので、この点、KDDIグループに事実関係を確認いたしまして、その結果を示しているところでございます。

事務局からの説明としては以上でございます。

【大橋座長】 御説明ありがとうございました。資料1は市場動向の分析ということで、利用者及び法人のアンケート調査も踏まえた上で、100ページ近い資料を非常に端的に御説明いただいたと思います。事務局も大変な御尽力だったと思います。

2点目は、資料36-2ということで、業務の適正性等の確認ということで、検証結果の概要をいただきつつ、その中身についてもそれぞれ、暫定とは言いながらも、現状の確認状況について御報告をいただいたということでございます。それぞれ事務局に相当のお時間をいただいて作成していただいたものですので、ぜひ意見交換できればと思います。御質問等あれば、チャット欄とか、あるいは挙手とかいただければ、私から指名させていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、中尾構成員からお願いします。

【中尾構成員】 ありがとうございます。御説明どうもありがとうございました。2つコメントさせていただきます。まず、今回の調査でローカル5Gの実態の把握というところが大分進展したと思います。黎明期であるということで、これからというところは納得します。気になっているところは、このローカル5Gの事業が、通信事業者が対象ではなく、一般事業者が免許を取ってローカル5Gの事業を推進していくというところで、市場の特性も大分変わるんだと思うんですね。今、黎明期ということで、まだ手探り状態で市場が進んでいると思うのですが、この中で事業化への課題のところは、コストの高さ、端末の少なさ、技術的に対応可能な人材の確保、顧客への価値提供方法の模索というのが34ページに挙がっているんですね。これらは非常に的を射ている反面、通信事業者が全国にサービスを展開していく反面、ローカル5Gでは敷地内で事業をするということと、これまで免許制度に慣れていない一般事業者がこういう事業を進めることで、まだここに現れていない課題があると思います。例えば免許を取得するための費用面はよいと思うんですね。これは総務省さんの御尽力で大分低価格になっていると思うんですけども、免許を取得するための時間が長い。一度免許を取得しようとすると思うんですけども、そんなに簡単には取得がで

きない現状があると思います。

ですので、このアンケートでは、まだ出てきていない免許取得の際にかかっている敷居の高さとか、これは総務省さんも御尽力をされていて、大分素早く取れるように、あるいは免許を取得するためのマニュアル整備とかが進んでいるんですけども、やはり一般の認識と大分かけ離れているところがあるんじゃないかと思います。ですから、価格の高さに加えて、そういったところの制度を改善していくためのヒアリングが必要です。例えば、尋ねるときに、制度への改善の要望はありますかとか、そういったところが聞かれると良いです。ローカル5Gはこれからみんなでつくっていく制度だと思っていますし、総務省さんもそのように言っていると思いますので、要望を聞き取っていくという、そういった姿勢が重要だと思います。これは、事務局への要望になります。

私に聞こえてくる声としては、免許取得の手続の点、今挙げた点に加えて、これは実証実験とかやると分かるんですけども、アンテナの向きを少し変える、あるいは移動的に設置をするときの免許変更についてです。例えば、ユースケースによっては固定でずっと利用してやる方法と、それから、移動させる場合があります。移動といっても、敷地の中だけです。電波干渉等を起こしてはいけないわけですが、ある最低の基準が守られるのであれば、移動設置とかの緩和もあれば良いと思います。臨機の対応というのは既に制度としてありますけれども、臨機でなくても、少し緩和をしていく方向にすると、少しローカル5Gの普及が進展するようなどころがあるのではないかなと、私自身が実証実験をやって実感しています。そのような要望を吸い上げて、制度の改善に結びつけていくのも重要なことだと思います。

あと、ローカル5Gに関して言いますと、また別の視点ですけども、やはりNTT東西とドコモの連携禁止には、皆さん注視をされているところで、現在の連携状況では問題がないわけですが、一般向けの説明は十分必要になるかと思います。

ローカル5Gなど新しい制度への取組に関しての検証は非常に重要だと思っています。前回はIoTとローカル5Gと申し上げましたけれども、このような通信技術の新たなユースケースが普及しつつあるときには、市場検証会議の役割が非常に重要になると思っています。おりまして、今後もこのヒアリング等、調査を定量的かつ客観的に進めていただければと願っています。

すいません、ちょっと長くなりますが、新しい調査として、法人のサービスの調達のときに、通信事業者なのかS I e rにアプローチをしているのかという非常に興味深い結果を事務局に出していただきました。具体的に言うと79ページとか、80ページもそうかもしれま

せんけれども、こうした実態が出てきた。すぐに結論が出ることではないのかなとは思いますが、今回、法人の市場にソリューションがどういう影響があるかということ調べようとして、こうした結果が出てきたわけです。今後もこういう深掘りした調査が進んでいって、市場のサービスの通信の調達に関してどういうことが起きているのかを明らかにしていくことも重要だと思います。ですので、ここもしっかりと継続して見させていただきたいと思っています。これも先ほどのローカル5Gと同じように、新しい取組の客観的かつ定量的な継続的取組というところで非常に賛同するところになります。

1点、84ページで海外の話が少し出てきています。法人向けのサービス市場においてはまだ調査が始まったばかりではありますが、今の時点での結論は、国内の電気通信事業者が、あるいはS I e rが主要なステークホルダーであるということです。海外もウオッチをしていかないといけないという結論が出されていて、これは私のほうで特に興味があるところではあります。海外のいわゆるプラットフォーマー、この動きをどういう形でモニターしていくのかとか、やっぱり影響が大きいと思っております。この辺りの方針、ここをお聞かせいただきたいなと思っております。ここには注視が必要と書かれているので、よい方向だと思っんですけども、どういう形で国外のプラットフォーマー、影響の大きいところを見ていくのかという、何かお考えがあれば、少しお伺いできればと思います。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。後ほど事務局から、現在の受け止めのほうもいただければと思いますので、次に池田構成員、お願いします。

【池田構成員】 ありがとうございます。池田です。御報告ありがとうございます。私からも2点ございます。

まず1点は、市場環境の変化の概要を御説明いただいた資料36-1のスライド5に関連して、MNOによる通信事故が断続的に発生した、そして、通信障害に備えるためにサブ回線の利用者が増えたということですが、今後の日本における通信品質を高い水準に持っていくのか、中程度に持っていくのか、日本の通信品質の在り方と料金の関係をどう考えていくのかということに多分関係するのかなと思いますが、まず前提として、私の体感でも最近、MNOによる通信事故の発生頻度がちょっと高いかなと思うのですが、通信事故の原因がどういうところにあるのかということを経務省さんで把握されているところがあればお聞かせいただきたいと思っています。

それから、最近の通信障害の発生頻度は、ちょっと通信品質が低下しているように感じる

わけですけれども、通信障害の発生頻度と通話料金の引下げの間に何らかの相関関係があるのか、通話料金を下げると通信事故の発生頻度が高くなるみたいな相関があるのかどうかということ、一定のユーザが通信障害に備えるためにサブ回線を契約したということであれば、今は通信料金単体だけで利用者料金を比較していると思いますが、メイン回線とサブ回線を合算して、特に通信障害に備えたいユーザはトータルで幾ら払っているのかということについて、検証会議でも今後継続的にウオッチしていく必要が新たに生じているのではないかと思います。

長くなってすみません、2点目ですが、既に中尾先生が御指摘のところですが、今回の調査で、資料36-1のスライド70で法人サービスについてまとめていただいています。今回の調査で法人サービスの競争の実態、そしてユーザが何を基準にサービス選択しているのかという実態が見えてきて良かったと思います。

質問は、中尾先生が既に御指摘のところですが、PaaS/IaaS事業者で、括弧として、Amazon、Microsoft、Googleという海外の大手IT企業の名前が出ていますが、その動向を注視するという事なんですけれども、中尾先生からもどうやって注視していくんですかと既に御指摘のところ、私もどういふふうに注視するのに関心があります。もし今回の調査のプロセスで、PaaS/IaaS事業者がどのような競争圧力を国内の通信事業者、国内のSierに及ぼしているのかという実態が明らかになっていましたら教えていただければと思います。

長くなりましたが、以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて、佐藤構成員、お願いします。

【佐藤構成員】 福島大学の佐藤でございます。先ほどの池田先生の1点目に私も関連しまして、例えば、資料36-1のスライド17のところ、サブ回線を利用する理由として、通信障害に備えるということが事務局の一種の仮説かなという感じはするんですけど、一方でこのデータを見ている限りだと、これも仮説なんですけども、用途の使い分けというのが、どちらかというと、直近のサブ回線を利用している方は少なく、維持費ゼロ円、もしくは安いというのが長期利用者よりもやや増加していることを考えますと、もちろんこれも仮説なんですけど、最近の使っているユーザは、通信の品質がよく分からないから、取りあえずお試しで使っているんじゃないかという可能性もゼロではないのかなと。

つまり、スライド9とかを見ますと、初めて使うというユーザが、楽天モバイルのMNO

だとかMVNOとかいうところに割と多いことを鑑みますと、通信品質に関しての不確実性があるがゆえに、取りあえず試してみようという機会が増えているのかなというイメージもありまして、もしその仮説が正しいのであれば、メインのスイッチへの波及ということも一方で考えられるのかなと。これはかなり市場にとってよいことであって、メインとサブの関係性がより重視しなければならなくなっているのかもしれないと思っただけで、同じような論点で恐縮ですけども、私からコメントとします。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

森構成員、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。大変興味深く拝聴しました。質問が2点ありまして、1つは資料36-1の38ページ、移動系通信市場の概要のところですが。一番下のポツなんですけれども、「音声通話アプリケーション及びメッセージングアプリについて、携帯電話サービスにおける通話及びメールとの使い分けについて確認したところ、『使い分けしている』と回答した利用者が圧倒的に多かった。このことから、携帯電話サービスにおける通話及びメールとの代替性はあるものの、現時点においては、その代替性の程度は大きくないといえる」ということなんですけれども、これは多分、携帯電話のサービスとアプリのサービスという分け方だと思うんですが、正確に言うとSMSというんですかね、スマートフォンの番号宛てにショートメッセージ、メールとは別に、正確に知らなくて申し訳ないけど、ショートメールというんですか、あれはこの中においてどういう位置づけにあるのかということをお教えいただければと思います。

お尋ねしたいことの2点目は、先ほどからちょっと話も出ていましたが、法人向けサービスのところで、分かりやすいところとしては、79ページとかを御覧いただきますと、8つの市場に分けていただいて分析ということで、なるほどと思って拝見していたんですけども、ここで言うところの通信品質ですかね。81ページを見ていただくと一番いいと思うんですけども、いずれの市場においても、通信サービスの品質やサービスの価格が上位に入っているということなんです、市場が、当然のことながらサービスが違う。拠点間通信とインターネット利用、あとIT機器接続と音声通話となっていますので、通信サービスの品質といっても、この4種類で全然違うんじゃないかと思いますが、4種類の全てにおいてそうなのかと。通信サービスの品質やサービスの価格、価格はいいんですけども、上位に入っているということによろしいのでしょうかということ。4種類の利用形態によって違いが

あるような気もいたします。音声通話とかも通信サービスの品質なのかなという気がちょっとしてしまっていて、それについて教えていただければと思います。

意見が2つありまして、意見といいますか、単なる感想なんですけど、38ページの下から2番目のボツ、「移動系通信市場（概要）」のところの下から2番目なんですけども、MNPの利用者が増加している要因を分析するため、MNPの理由を聞きましたということなんですけども、「月額料金が安い」「都合の良い料金体系がある」「料金プランがわかりやすい」の3つが上位ということですが、これはまさしく、もしかしたら前からそうなのかもしれませんけれども、これは政策目標としてまさしく、通端分離、回線と端末の分離とか、あるいは料金プランの複雑さを解消するという、いろんなところで、ほかのところで総務省が取り組んでこられた様々な政策ミックスの目標としていたところが達成されつつあるのではないかと。実は前からそうでしたというところとちょっとあれなんですけれども、という印象を受けております。こういうふうにしたかった、月額料金の安さとか料金体系のフィットとか、分かりやすさを競争要因にしたかったということだったと思うんですよね。なので、それがそうになっているとか、改めてそういう傾向が強まっているとかということであれば大変結構なことだったと思います。

最後にもう一つコメントを申し上げますと、これは中尾先生も池田先生もおっしゃっていたことなんですけど、法人向けサービスのところの競争で、70ページで概要をおまとめいただいていますけれども、海外の大きな事業者、ビッグテックのこれからの攻勢というのは非常に気になる。これは非常に流動的ではないかと思っております、今のところ、国内の電気通信事業者と国内S I e r、P a a S / I a a S事業者、データセンターが主要なプレーヤーであるということなんですけれども、これからやっぱりビッグテックの企業向けソリューションというのはこれまで以上にどんどん増えてきて、クラウドだけじゃなくて、よく報道されているところだと、A I 関係の企業向けソリューションですよね。もしかしたらチャットG P Tの関係で報道だけ増えて、私が企業向けのA I ソリューションが増えていると思っているだけなのかもしれませんけれども、何となく体感的には企業向けのA I ソリューションめっちゃめっちゃ増えていると思いますし、やはりそういうところに強いのは、海外のビッグテックのP a a S / I a a S事業者であると思いますので、ここについて、注視って具体的にどうするんだという中尾先生の御指摘がありましたけど、私はそれは分かりませんが、注視していただきたいと思います。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて、林構成、お願いします。

【林座長代理】 事務局におかれましては、大部な資料をおまとめいただき、ありがとうございました。私もたいへん興味深く拝聴しました。

私は質問ではなく、1点、総論的なコメントというか意見がございます。資料36-2の業務の適正性等の確認に係る部分ですが、先月3月24日でしたっけ、電気通信事業部会で、NTTドコモの禁止行為規制により、禁止される行為の相手方として、NTTぷららの指定が解除されたと承知しています。これは、要は、「NTTドコモさんは、昨年7月に既にNTTぷららを吸収合併しており、NTTぷららの電気通信事業は、NTTドコモが承継することとなったため、NTTぷららの指定を解除するもの」ということだと思いますけれども、その意味でたんと指定解除がなされたところかと存じますが、この点、NTTドコモがNTTぷららを吸収合併した直後に出された昨年8月の「電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポート」においては、NTTが実施する組織再編が発生した場合における市場検証の役割等がしっかり記載されていて、事業部会の役割を補完するものとして、こういった指摘は重要なのではないかと考えています。

今後も、将来的に強大な市場支配力を発揮するようなグループ企業同士の合併があった場合は、今後も検証会議の場で、組織再編の内容について当事会社グループに説明をいただき、検証会議の意見や競争事業者における懸念の有無等も勘案して、事前・事後の検証を行い、組織再編が公正競争に与える影響を検討することが大事だと思います。特に合併等が禁止されていない現行の禁止行為規制の限界のなかで、禁止行為規制対象のグループ内企業を吸収合併すれば、取引を内部化して禁止行為規制を回避できると見られることのないように、今回のように、今後も継続的な禁止行為規制のモニタリングの実質化を図っていただきたいと存じます。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて、高口構成員、お願いします。

【高口構成員】 静岡大学の高口でございます。御説明ありがとうございました。大部にわたる御説明、大変興味深く拝聴いたしました。

私からはちょっと細かい点ですけども、市場検証に関わるとお思いますので2点申し上げます。1点は、先ほど森構成員のお話にも出てきたんですけど、携帯電話の音声通話と音声

通話アプリでの音声通話が代替性が大きくないと言えるという結論、そうかもしれないと思うんですけども、厳密に言うと、現状、使い分けているから代替性は大きくないというのをイコールで結びつけると、若干短絡的なような気もしております。例えば、携帯の音声通話が定額の場合で、かつLINE通話みたいなのも実際アプリ使いたい放題みたいに、要するに、料金に跳ね返ってこない選択肢が2つ目の前にあるときに、使い分けているからといって、それは代替性がないと断言できるというのは若干難しいかなと思っています。なので、もう少し代替性を今後厳密に検討することも重要だと思っております。その際は、例えば、片方が料金的に使いにくくなったときにどれくらい動くのかみたいなことで多少検討はしないと、厳密には代替性というのは言えないのかなというのが思った1点目です。

もう1点は、これはどっちかという、今議論になっているユニバーサルサービスみたいなところと関係するのだと思うんですけども、23ページとか24ページ辺りで、ワイヤレス固定BBの利用状況とか携帯を固定代替と認識している利用者の利用状況というところがまとめられております。ここで、利用用途として、インターネット検索、メール・メッセージは多いんだけど、仕事とかオンライン会議の用途は低いという結果が出てまして、これはこれでそのとおりだと思うんですけども、この結果だけをもって、例えばワイヤレス固定ブロードバンドとか携帯電話とかが仕事とかオンライン会議には向かないんだと解釈すると、これはちょっとミスリーディングだと思っています。普通の固定のインターネットを使っている人の利用用途の割合と厳密には比較しないと、ここの絶対的な割合の比較だけをもって、どうもワイヤレス固定ブロードバンドとか携帯は仕事、オンラインに向かないから、固定インターネットとは違うということまで解釈してしまうと、少しそこは行き過ぎかなと。もちろんそういうことはここで書いていませんし、淡々と事実が述べられているだけだと思うんですけども、データの読み方として、仕事とかオンラインが低いというのは、全体のほかのインターネットの割合との比較でないとなかなか解釈は難しいというところは注意すべきかと感じました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。以上、お手が挙がっている構成員の皆様方から御発言いただいたという認識です。ありがとうございます。御質問もあったと思いますけれども、事務局からコメント等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【土井事業政策課課長補佐】 御意見、コメント等をいただきまして、ありがとうございます。一つずつ回答させていただこうと思います。

まず、中尾先生から御指摘のありましたローカル5Gの関係で、免許取得の関係で、敷居の高さですとかそういうところ、アンケートで今後の制度改正に向けて情報収集するべきといった御意見がございました。こちら、今年度のアンケートの中では入っていない情報となりますので、今後の検証に向けて参考にさせていただきたいと考えております。

続きまして、法人向けサービスのところで、中尾先生以外の先生方からも御指摘ありましたが、**「PaaS/IaaS事業者の動向には注視が必要」**という部分については、今年度の検証の中でも、ヒアリングの中で、専用線とクラウドが徐々に代替しているような動きがあるといった御説明もございましたので、そういうところを踏まえながら、来年度の法人向けサービスの実態把握ではしっかりとその辺りの情報を収集できるように工夫してまいりたいと考えてございます。

池田先生から指摘がございました、通信事故の原因という部分につきましては、今、資料36-1の18ページに、直近の主な重大な事故の発生原因等をまとめてございます。設備故障と人為的ミスというところが多いところでございます。

その次に、メインとサブの合算の料金の検証といったところで、こちら今年度のアンケートの結果から、できる範囲で年次レポートに向けて検証していきたいと思っておりますけれども、データが足りなければ、また来年度のアンケートの設計で少し工夫させていただきたいと考えてございます。

続きまして、佐藤先生からいただきました資料36-1の17ページの部分につきましては、そういった仮説も当然あり得ると思っておりますので、データを見直して、また6月の検証会議までに少し分析を試みていきたいと考えてございます。

森先生から御質問のありましたSMS、ショートメッセージのほうは、今年度のアンケート票の中では、キャリアのメールとフリーメールとを明示してアンケート調査を行いましたので、利用者のほうでショートメッセージというところまで意識が及んでいたかについては、及んでいなかった可能性もあると思っております。今後のアンケートの設計において工夫していきたいと考えてございます。

資料36-1の81ページの「通信サービスの品質」の部分につきましては、今年度のアンケートの選択肢の設計上、「品質」というところまでしか聞けてはいないところではございますけれども、御指摘のとおり、用途に応じて品質の部分をもう少し細かく見る必要があるところはあると思っておりますので、今後の検証に向けてその辺りも検討していきたいと考えております。

MNPの部分につきましては、先生の御指摘のとおりかと思しますので、引き続き利用者の動向を見ていきたいと考えてございます。

高口先生から御質問のありました音声アプリの部分につきましては、御指摘のとおりで、この情報だけでどこが見れるかというところもあるとは思っていますので、現時点でどこまで見て、どういうふうに解釈するのが適当であるのかというところを踏まえた上で年次レポートをとりまとめ、今後も深掘りできるよう、工夫していきたいと考えてございます。

2点目のワイヤレス固定ブロードバンドと移動、固定の代替を認識している利用者の部分につきましても、アンケートの読み方に係る部分であると思しますので、ミスリードにならないように、今年度の検証の結果を書く際には留意してまいりたいと考えてございます。

【植松事業政策課市場評価企画官】 林先生からのコメントにつきまして、私から回答させていただきます。ふらら等の再編で指定の解除がなされたという観点で、今後、組織再編があった場合の市場検証というお話ですけれども、林先生からお話ございましたとおり、令和3年度の年次レポートでも記載しておりますとおり、今回のような吸収合併といった組織再編があった場合には、必要に応じて、市場検証会議も含めて、事前にヒアリング等を行う形で検証を行うとなっておりますので、そういった年次レポートの対応に従って行っていきたいと考えております。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局からは以上になります。よろしくお願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。以上、事務局からの御回答ですが、もし追加で構成員の方々から何かありましたらと思いますが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。構成員の方々から大変有益なコメント等をいただきましたので、ぜひ事務局におかれては、今後の取りまとめに向けて、特に解釈の部分だと思えますけれども、引き続き精査いただければと思っています。また、アンケートで、今回聞けなかったものについては、先ほど事務局からいただいたとおり、今後の参考にぜひしていただければとも思います。ありがとうございます。

続いて議題の2、「今後の市場検証に向けた論点について」ということで、これも事務局からまず御説明をいただければと思います。

【植松事業政策課市場評価企画官】 事務局から、資料36-3につきまして御説明させていただきます。こちら、今後の市場検証に向けた論点についてということで2点ございます。1ページ目を御覧ください。まず1つが、『要請』に基づく報告事項について、2つ目が「今後の市場検証について」となっております。

まず1つ目から御説明させていただきます。3ページに飛んでいただきまして、こちらの要請に基づく報告事項につきましては、NTT持株会社に対して、先ほど業務の適正性の説明にもございましたとおり、「要請」に基づいて、客観的・定量的なデータを毎年度出しているところですが、こちらにつきまして、3月15日の非公開ヒアリングの際に、NTT東西から2点要望がございました。

まず1つが、リードタイム検証に関する報告につきまして、現在、禁止行為規制の関係の遵守状況の報告書等の報告が出ているものにおいて、報告対象期間が異なっているものがございます。こちらについて報告対象期間を統一していただきたいというのが1つ目でございます。

2つ目が、局舎スペースの利用に関する検証につきまして、報告対象の局舎を現時点では月末のランク状況としまして、定期開示というものと、月内のランク変動状況ということで随時開示の両方を見ているところですが、こちらは今後、定期開示のみにしたいという2点でございます。こちら、2点につきまして確認した結果、まず①、リードタイム検証の対象期間につきましては、下の表を見ていただきますと、令和4年度、先ほど御説明しました検証におきましては、令和3年10月から令和4年9月末のデータで検証しておりまして、そのままいきますと、令和5年度は令和4年10月から令和5年9月末のデータに基づいて検証する予定であったんですけども、今回の要望に基づいて変更しますと、右側、令和4年10月から令和5年3月末という形で、令和5年度は半期という形になるんですけども、次の令和6年度のところで、続きの令和5年4月から令和6年3月末という形で検証を行っていくこととなりますので、特に検証対象期間が抜けてしまうことではないということで、連続性のある検証は可能であると考えております。

2つ目、検証対象局舎の抽出方法につきまして、定期開示のみにした場合に、令和3年度、令和4年度の抽出データを見ますと、対象局舎が全く変わらない、もしくは対象局舎が1つ増える状況がございますので、検証に対する影響は小さいと考えております。

以上を踏まえまして、この2点につきましては、要望を受け入れても問題ないのではないかと考えておりまして、①につきましては、要請文の中に期間が明示されておりますので、令和5年度の検証の開始までに要請を改正したいと考えております。1つ目の事項につきましては以上になります。

続きまして、2番目の「今後の市場検証について」ということで御説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、5ページになります。こちら、市場検証の概要です。今やっただいております検証につきまして、市場動向の分析・検証と業務の適正性の確認ということを行って、最終的には電気通信市場分野における公正競争及び利用者利便の確保に関する検証を行うという形で毎年検証いただいているところです。

次に、7ページを御覧ください。今後の市場検証の見直しにつきましては、2点理由を置いておりまして、まず1つ目、社会全体のデジタル化の進展。先ほど、法人向けサービスの説明をさせていただきましたけれども、やはり企業のデジタル化が進んでいる中で、電気通信事業の公共性が高まっているのではないかとというところで、安心安全な通信サービス及びネットワーク提供の確保というものがより求められている中、通信事故ですとか消費者問題といった具体的な事象が顕在化してからの対応では十分ではないのではないかと考えておりまして、平時からのヒアリング等を通じた実態把握のためのモニタリング体制を強化する必要があるのではないかと考えております。

もう1点目としましては、市場環境を取り巻く変化が激しいというところと、あとサービスの多様化・複雑化の状況を踏まえますと、政策ですとか法令、ガイドラインごとに共通課題を把握していくだけでは、各事業者が提供されているサービスですとかネットワークの全体像を把握し切れないのではないかとということで、事業者ごとの特性に応じたモニタリングを強化する必要があるのではないかと考えております。以上2点を踏まえまして、主要な事業者ごとのモニタリング、縦軸と呼んでおりますけど、縦軸のモニタリングを実施してはどうかと考えております。

次のページですけれども、その場合、令和4年度の市場検証とどのように変わるのかということのを整理したものになります。まず1つ目の市場動向の分析につきましては、引き続き従来どおり実施するという事で考えておりまして、2つ目の業務の適正性の確認の部分につきまして、先ほど申し上げましたモニタリングの部分、総務省による事業者ごとのヒアリング等を通じた縦軸モニタリングを中心に実施していくという事で考えておりまして、ただ、※で記載しておりますけれども、横軸担当、従来の政策を担当しております部署とも十分連携の上、進めていくという事で考えております。

具体的には下の枠になりますけれども、右側の令和5年度市場検証の変更案の部分、①の市場動向の部分につきましては、重点検証テーマというのは何か定めた上で、あと左側は、令和4年度行っておりますローカル5Gですとか法人向けサービスの実態把握につきましては、右側3つ目のポツに記載しておりますけれども、法人企業向けアンケートによる定点観測

を引き続き行っていきたいと考えております。その他、研究開発競争の状況把握ですとか利用者のアンケート等についても、引き続き行っていく予定で考えております。

②の業務の適正性の確認の部分が、先ほど申しあげましたモニタリングの部分になりますけども、まず1つ、経営・財務状況及び業務運営・組織体制の確認というものをを行う。2つ目として、法令・ガイドラインの遵守状況や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス体制の確認を行うという2点を想定しております。

次のページに行ってくださいまして、こちら、モニタリングの進め方の案でございます。まず、市場検証の基本方針及び年次計画におきまして、モニタリングの全体方針を定めるといふことで考えておりまして、その方針に基づいて、各事業者に対してモニタリング項目を提示するというふうに考えております。こちら、※で記載しておりますけども、主要事業者としましては、NTTグループ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルを想定しております。また、その方針に従いまして、真ん中の枠になりますけども、事業者ごとのモニタリングというのを、先ほど申しあげました2点につきまして行うといふことで考えておりまして、2番目のところにつきましては、少し具体的に①から④という形で記載しております。

①と②につきましては、禁止行為規制に関する遵守状況と公正競争条件の遵守状況につきましては、令和4年度も行っているものを引き続き行うといふことで考えておりまして、3つ目と4つ目が新しく行うものになります。3つ目の部分につきましては、事故の防止を目的としましたネットワークの信頼性向上に向けたモニタリング、こちらは既に事故検証会議の下でいろいろ検討が行われているところでございますけども、今回、この枠組みの中に位置づけつつ、実際のモニタリング自体は事故検証会議の下で行うといふことで考えております。④としまして、その他といふことで記載しております。これらにつきまして1年間モニタリングを行いまして、モニタリング結果を最終的に主要事業者に対して個別にフィードバックするといふことで考えております。

電気通信市場検証会議におきましては、必要に応じて、透明性等の観点でヒアリング等を実施していただく、また、モニタリング結果につきまして御報告させていただいて、それに基づいて、次年度のモニタリング項目について御議論いただくといふことを考えております。こうしたサイクルを毎年回していくといふことで考えております。

次のページに行ってくださいまして、基本方針の骨子案、あと次の12ページで年次計画の骨子案というのを記載しております。

まず、基本方針の骨子案ですけども、全体のスキームとしては現在のものと同じような形

にしておりまして、変わる部分は、先ほどのモニタリングの関係を4番の部分に太字のような内容を記載するという形で考えております。また、3番の市場動向の分析の部分の(2)「検証対象市場に係る競争状況等の分析」ということで、令和5年度以降の検証対象市場につきまして、次の11ページに記載しておりますけれども、もともと令和4年度は移動系通信と固定系通信の部分までを検証対象市場としておりまして、法人向けサービスの部分につきましては試行的という形で進めておりましたけれども、先ほどの令和4年度の検証の結果も踏まえまして、令和5年度以降につきましては、ネットワーク市場及びソリューション市場に加えまして、右側、少し太字で記載しておりますけれども、用途ごとの横断的な市場というものを見ていってはどうかと考えております。

続きまして、年次計画の骨子案が12ページになります。先ほどの基本方針を少しブレイクダウンした、具体的に記載したものになります。2番の市場動向の分析の(1)のところ、重点的検証の対象として、令和5年度、2点検証してはどうかと考えております。

まず1点目としまして、固定系ブロードバンド市場をめぐる市場環境の変化の影響、2点目としまして、音声通信をめぐる市場環境の変化の影響と考えておりまして、まず1点目につきましては、ADSLの終了というものが事業者さんで順次行われているところもございますし、あと、先ほど市場動向の説明でも御説明しましたけれども、ワイヤレス固定ブロードバンド利用も増加しているところでもございますので、そういった最近の動きの状況を捉えてはどうかと考えております。

2点目の音声通信につきましては、IP網への移行のマイグレーションは今進められているところでもございますし、来年、2024年1月には固定電話初の移行も予定されているといったところですか、先ほどもございました音声アプリの関係につきましては、音声のアプリを使っている時間につきましては結構増えつつあるという利用状況の変化もございますので、そういった音声に係る状況を捉えてはどうかと考えております。

続きまして、3番目の業務の適正性の確認の(2)のところにモニタリングの記載をしておりますけれども、特に④のところにつきまして、具体的な項目、a、b、cを追記しております。まず、aにつきましては情報漏えいリスクへの対応、bにつきましては国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスクへの対応、cとしてその他という形で定めておりまして、a、bにつきましては、既に各事業者におきまして、有価証券報告書等にも重要リスクとして掲げて、リスク管理をしている事業者が結構ございますので、そういった事業者での対応の状況を確認していくことと、今後、情報漏えいリスクのほうですと、特定利用者

情報の管理ですとか国際情勢につきましては、経済安全保障に係る法令等の動きもござい
ますので、そういった法令等の動きを踏まえまして状況を確認していきたいと考えており
ます。その他の部分につきましては、その他事業者ごとに、異なる重要リスクに応じて、そ
れぞれ項目を定めていきたいと考えております。

13ページはスケジュールとなりますので、御参考までに御確認いただければと思います。

こちらからの説明は以上となります。

【大橋座長】 御説明ありがとうございました。市場検証をより効果的かつ効率的に執行
するための論点を提起していただいたということだと思っています。ただいまの御説明に
ついて、ぜひ構成員の方々から忌憚のない御意見をいただければと思います。

まず、林構成員からお願いします。

【林座長代理】 御説明ありがとうございました。今後の市場検証についての部分ですが、
資料の7ページの囲みの最初のポツにありますように、平時からのヒアリング等を通じた
実態把握のためのモニタリング体制を強化すると書かれており、この点は賛成で、また、こ
の趣旨に沿って、スライド8・9の各ページに、モニタリング項目として、「経営・財務状
況」や「各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢」等が追加されているの
も重要かつ時宜を得たものと存じます。

おそらく事務局としては、これらの事項のモニタリングは、経営に関わる問題やセンシテ
ィブな情報なので、オープンでなく個別に、行うのが適切だとお考えでいらっしゃるのかも
しれませんが、それはそれで分からなくもないですが、ただ、本来検証会議にかけるべき項
目も含めてすべてクローズドなモニタリングに移行してしまうとすると、検証会議の機能
低下や透明性の低下を招きかねず、問題だと存じます。と申しますのも、電気通信市場検証
会議の開催要綱を見ると、「モニタリング機能の強化等を図るに当たり、客観的かつ専門的
な見地から助言を得ることを目的として、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会
議を開催する。」と書かれておりますので、クローズドなモニタリングに重点を置くことはそ
もそもこのような検証会議の設置趣旨に反するようにも思えます。検証会議の機能低下や
透明性の低下を招くことのないように、さきほども申しましたが、特に公正競争への影響が
想定される合併や株式取得等が計画される場合においては、クローズドではなくオープン
な検証の場で、関係事業者様に説明していただくなどして、かつ競争事業者様にも意見の機
会を与え、構成員の先生方より客観的かつ専門的な見地からご助言を頂き、透明性のある議
論を確保して頂くのがきわめて大事だと思います。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて、浅川構成員、お願いします。

【浅川構成員】 日本総研、浅川です。御丁寧な御説明ありがとうございました。私から1点質問なんですけれども、今後の検証についてというところで御説明いただいた中で、デジタル化が進展する中で、通信事故ですとか消費者問題、そういったものが顕在化してからでは遅いので、しっかりとふだんからモニタリング体制を強化という理由だったかと思っております。現時点で、政策や法令、ガイドラインごとに、絵で言うと横軸ですかね、横軸で把握するという現状、それだけでは全体を見切れないので、縦軸、事業者ごとの総括的なモニタリングという考え方が御趣旨だと理解いたしました。この考え方自体は非常に重要で、大切な変更点かなということで、私自身も賛同いたします。

1点、私の理解が及ばないところで恐縮なんですけど、質問がございまして、8ページ等に記載があったと思うんですけれども、特に追加の項目の中に、経営・財務状況とか、あと、実行の組織体制を確認してというところがあったかと思われまして。例えば、経営・財務状況みたいなのところを、それを電気通信事業者の業務の適正性とどう結びつけて検証、適正性を見るのかみたいなのところが、私、まだ想像が及ばないところもあって、もしこの点で現時点でイメージとか、例えばこういった検証が可能みたいなのところがあればお教えいただけるとありがたいな。現時点ではそこまで具体的なイメージはなくて、今後、その項目も含めて議論ということであればそれでも結構だと思うんですけれども、この点についてお答えいただけると幸いです。よろしく願いいたします。

【大橋座長】 続いて、西村構成員、お願いします。

【西村構成員】 中央大学の西村でございます。詳細な御説明ありがとうございました。私からは1点、事務局に要望ということでコメントさせていただければと思います。

今回の御提案、それから座長からもありましたとおり、効果的・効率的な市場検証会議の実施というような目的に向かって、極めて有効的な提案をしていただいたと思っております。しかしながら、先ほど林構成員からも御指摘のありましたとおり、昨今の動きを捉えましても、電気通信の市場検証会議の持つ大きな役割、意味というもの、ここを継続的に発揮していくためには、恐らく8枚目でしょうか、年間の開催回数、これと、特に新たに加わっているんですけれども、ヒアリングを事務局、恐らく総務省と事業者との間で行っていただくことになろうかと思いますが、そこの外部的なモニタリング、具体的にはこの検証会議で

のモニタリングや分析、あるいは、資料36-1や36-2の本日の前半部分での検証会議の議論がございました。そういったものをより深くやっていくためには、恐らく8枚目の開催回数というものにも少し限界が来るのではないかと危惧しておりますとともに、今回、新たに加わった財務状況等に関しましても、先ほど浅川構成員からも御指摘のありましたとおり、有識者の中でこれを十分に理解して適切な助言等を行う、そういったことをするためにも、また改めて、具体的な検証会議の開催内容と開催状況というものを御検討いただければと思っております。

私からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

池田構成員、お願いします。

【池田構成員】 ありがとうございます。池田です。既に林先生、それから西村先生御指摘の点は私も同感でして、検証会議の機能低下や透明性の低下につながらないように、透明性のある議論のプロセスが確保されるようお願いしたいと思います。新たに加わる事業者ごとのモニタリング、縦軸のモニタリングですけれども、総務省と事業者の間の二当事者間で行われることが基本になるのかもしれないけれども、そうすると、第三者の目がないので、どちらも被害者となり得る可能性があると思います。事業者側が被害者になる可能性としては、許認可権限を持つ総務省からいろいろ言われることもあるでしょうし、2つ目の可能性として、総務省が被害者になるパターンは、普段から密接に事業者とやり取りしているがゆえに、事業者に取り込まれてしまうことも十分あり得まして、どちらのパターンも、最終的には国民というか、ユーザに対する不利益が発生する可能性がありますので、第三者の目というか、プロセスの透明性の確保ができるところとできないところがあるかとは思いますが、御検討いただければと思います。

今回、資料の36-2のスライドの49ページから55ページまでにおいて、今年度の非公開ヒアリングについて、公開できる範囲でどういう議論があったのかをスライドとしてまとめていただいています。非公開ヒアリングにならざるを得ないとしても、できる範囲で透明性を高めることは可能だと思いますので、工夫をしていただければと思います。

最後に、資料36-3のスライド8で、市場検証会議の開催頻度が、従前、計7回から8回というのが、令和5年度以降は3回から4回になるということにして、この回数の減少が、客観的に見ると、検証会議の機能の低下、透明性の低下が起こっているんじゃないかという印象を強く与えるわけです。これについて、なぜこの頻度に減少してしまうのかについて、

御説明を聞き逃していたかもしれないので、理由を御説明いただけますでしょうか。

もし、市場検証会議を担当されている総務省の担当の方のマンパワーが、縦軸の事業者ごとのモニタリングを新たに行うことによってマンパワーが足りなくて、市場検証会議を開いている余裕がなくなってしまうということであれば、それはちょっと本末転倒というか、むしろ縦軸のモニタリング担当の方を人的に増やしていただいて、市場検証会議の機能低下、透明性の低下につながらないように工夫いただければと思います。

以上、コメントです。

【大橋座長】 ありがとうございます。お手が挙げられている委員、オブザーバーからは、中尾構成員、お願いします。

【中尾構成員】 どうもありがとうございます。ローカル5Gと新しい施策に対してのモニタリングも継続された上で、重要な2つを追加されるということで理解しました。我々モニタリングする側は、例えば縦軸、横軸でやるとか新しい項目を追加するというので、検証項目は増えていく方向だと思います。同時に通信事業者さんにとってみると負担が増えるという、そんな懸念も示される可能性があるかと思います。

ですが、これはやっぱり単なる負担という考え方もしないほうがよいかと思っておりまして、できたら市場をよくしていく方向にみんなが協力するというので、できるだけ効率的にやることは重要だと思うんですけども、項目が増えると同時に、事業者さんにばかり負担がかかるという、そういう考えではなくて、一連のこの活動が、会議の内容も含めまして、事業者さんにとってもよい方向に行くという信念でやることが重要かと思っています。

我々、会議で議論していると、いろんな情報が欲しくなって、私自身もローカル5Gにも、例えば、海外ハイパースケーラーについても注視をしたほうがよいと申し上げています。我々の立場からすると、情報があつたほうがそれは議論が進みやすいのでよいと思うんですが、一方で負担が増えるという御意見をお持ちの通信事業者さんも、特に今日傍聴されている方も多いと思います。これは最終的には市場が適正な方向に行くのだという相互理解が進めることが重要ではないかと思います。その意味でも、やっぱり効率的に情報を御提供いただいて、双方が協力をし合う体制がよいのかと思っております。事務局資料については全く異論はないんですけども、そういう注意が双方で必要と思いました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。以上で、お手が挙げられている方全て御発言いただ

いたと思いますので、よろしければ、現状での事務局の受け止めを伺ってもよろしいでしょうか。

【植松事業政策課市場評価企画官】 ありがとうございます。

まず、林先生と西村先生、池田先生、最後、中尾先生からも、今後の市場検証のモニタリングの部分での進め方について御意見をいただいたかと思っております。こちらは、もちろん今後透明性を確保していくことは重要であると考えておりますので、こういったものについて市場検証会議の場で御議論、直接ヒアリング等をいただくかということにつきましては、今後、また御相談させていただきながら進めたいと思っておりますし、林先生からお話いただいたような再編等の大きな動きがある場合につきましては、透明性等の観点も含めて議論いただけるようなことを今後検討していきたいと考えております。

また、池田先生から開催頻度の部分で御質問いただきましたけれども、頻度について、最終的に縦軸のモニタリングを入れるということで、そちらで見ていく部分がある程度出てくるのではないかとというところで記載しているところではあるんですけども、そこは中身の状況によって、この回数でしか全く開催しないということではないので、そこは状況に応じて進めたいと考えておりますし、趣旨として、特に総務省側のマンパワーというよりは、今回、縦軸のモニタリングも入れるというところで、うまく役割分担的な部分ができる部分があれば、縦軸のほうで見る部分もあれば、透明性等の観点で直接市場検証会議で御議論いただくものもあるというところをうまく整理しながら進められればいいのかという趣旨で記載をさせていただいているところではございますので、そこにつきまして、具体的にどうするかということについては、今後御相談をさせていただきながら進められればと考えております。

あと、浅川先生から御質問いただきました8ページの経営・財務状況の部分の扱いにつきましては、ここの部分、通常、決算発表等の関連で、今も任意で状況をお伺いしたりというところはあるんですけども、基本的にどういう経営状況かと、決算の状況等を把握するという実態把握の趣旨で考えておりますので、これ自体が良い悪いというよりは、状況を把握した上で、その他の法令、ガイドラインの遵守状況とか政策の検討に当たっての基礎情報としてお伺いするという趣旨で今考えております。

最後は、中尾先生からいただいた部分も、基本的に同じ趣旨でいただいているかと思うんですけども、今後検討するに当たっては、事業者さんの負担というところもあるかと思っておりますので、その部分、特に縦軸のモニタリングで、横軸担当と同じようなヒアリングなど

もするといったところで負担をかけるという形はないように、効率化できるところは効率化しつつも、ただ、透明性という観点で、市場検証会議の機能自体が低下するという形にはならないように、今後進めさせていただければと考えております。

事務局からは以上になります。

【大橋座長】 ありがとうございます。今回、この「検証会議」という名前になる前も含めると、2003年から事実上、こうした会議体が立ち上げられて、ちょうど20年たつということで、この間、相当の経験と知見の蓄積もなされてきたんだと思います。そうした中で、これまで各課で行われていたヒアリングを、ある意味、縦軸で見ることによる、ある種、実効的な市場検証が今回、新たな取組として示されたということで、会議の回数というよりは、冒頭で申し上げましたが、実効性があるという意味で、モニタリングも含めた機能の強化につながるようにすべきなのかなということだと思います。そうした中で、我々がこの検証会議の中でアドバイスができる部分はしっかり透明性の確保からも議題に乗せていただきつつ、行政におかれては、今後の更なるモニタリングの確保に向けて進めていただければと思っています。ありがとうございます。

もし、全体を通じて構成員の方々から御意見あればいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、本日の議論はここまでとさせていただきます。事務局におかれては、引き続き検証作業をしっかりと進めていただければということだと思います。

最後に、もし今後のスケジュール等で御連絡があれば、いただければと思います。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。次回会合の日程につきましては、別途事務局より御連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。

【大橋座長】 それでは、本日はこれにて終了とさせていただきます。お昼の時間から、長い時間にわたって熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願い致します。